



知っておきたいこと



法令の知識

自動車をご使用のかたには、法律（道路運送車両法）により、いろいろなことが義務づけられています。つぎにあげたことがらは安全上、特に関連の深いことですからご注意ください。

■自動車の構造、装置等が道路運送車両の保安基準に合ったものでなければ運転できない。

■ドライバーは1日1回出発前に運輸省令で定められた方法で自動車を点検しなければならない。
(仕業点検)

■自動車を運行する者は、一般に、6ヵ月ごとに運輸省令で定められた基準にしたがって自動車を点検し、不良個所を発見した場合は、整備しなければならない。また同時に、定期点検記録簿に記

載し1年間保管しなければならない。(定期点検)

■一般に乗用車は2年ごとに運輸大臣の行なう継続検査を受けなければならない。(車両検査)

■自動車検査証の記載事項に変更があったときは、運輸大臣が行なう自動車検査証の記入を受けなければならない。

(名義変更・住所変更等)



「仕業点検、定期点検の内容は整備手帳にわかりやすくまとめてあります。」